

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

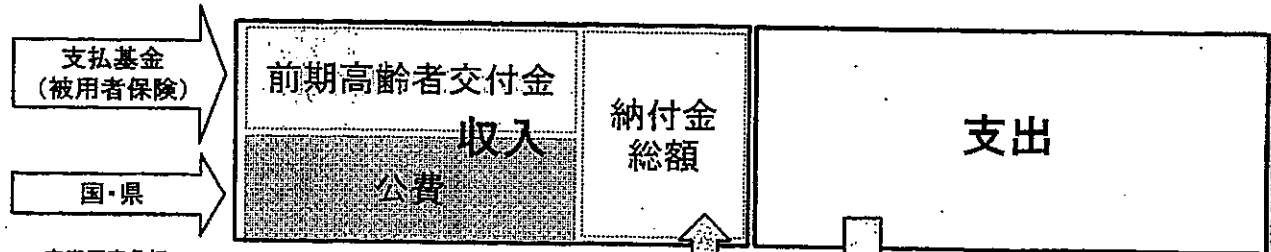
※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

- 医療費水準が高いほど納付金の額は多くなり、保険料も高くなる。
- 医療費水準が同じであれば、所得水準に応じて納付金を配分する(所得水準が高いほど納付金の額が多くなる)ことにより保険料水準は同じとなる。

現行

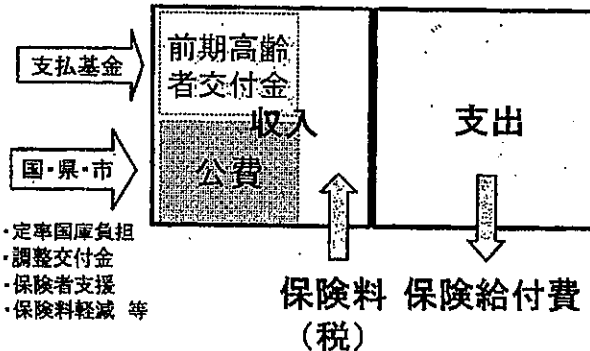
改革後

都道府県の国保特別会計



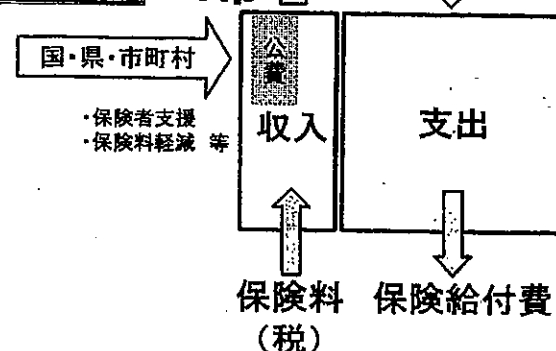
- ・定率国庫負担
- ・調整交付金
- ・保険者努力支援制度 等

市町村の国保特別会計



- ・定率国庫負担
- ・調整交付金
- ・保険者支援
- ・保険料軽減 等

市町村の国保特別会計 A市



- ・保険者支援
- ・保険料軽減 等

- ① 保険給付に必要な費用を、全額、市町村へ交付
- ② 災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付